

【GTP 台湾レポート（2020年2月28日掲載）】

## 2020年以降に適用可能な 台湾国内税務の各種新規定について

勤業眾信聯合會計師事務所（Deloitte 台湾） 五十嵐 祐介

### 1. はじめに

昨今の米中貿易摩擦、日韓関係悪化などの台湾をとりまく国際的環境のダイナミックな変動を背景に、台湾国内では年々国内税制の改正がなされています。近年では、2017年における日台租税協定（正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」）の発効、続く2018年の法人所得税率の改訂や両税合一制度の廃止を含む台湾所得税法の大幅改正がありました。

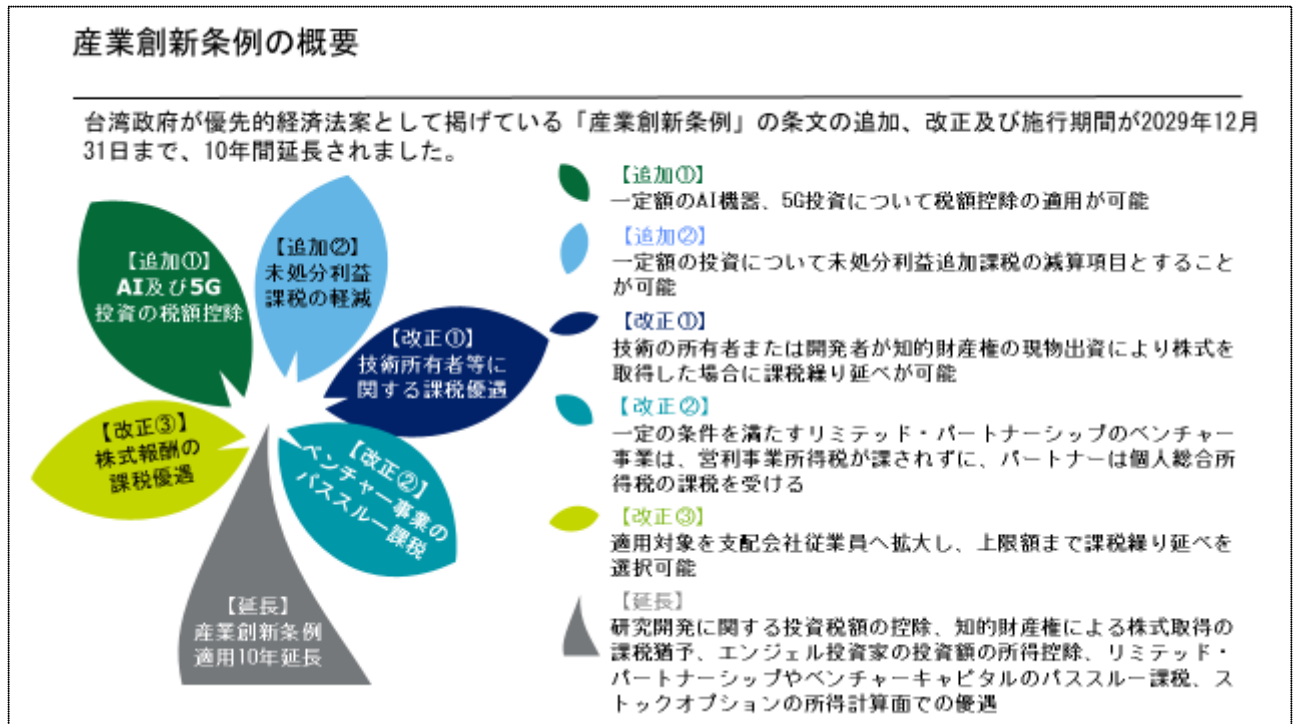
2019年においても、いくつかの重要な改正があり、その一部については2020年5月末に申告期限を迎える、営利事業所得税（法人税に該当）の確定申告（12月決算法人）及び個人所得税の確定申告時にも適用できる規定があります。今回のGTP台湾レポートでは、2019年に税制の改正・追加がなされ、2020年以降に台湾国内法人が適用可能な台湾国内税務の新規定について纏めてみたいと思います。尚、以下に記載する金額単位は全て新台幣ドルとします（2020年2月現在、新台幣ドル1元は3.6円相当）。また、本稿は筆者の個人的な見解を述べるものであり、筆者が所属する団体の意見ではないことをあらかじめ申し添えます。

### 2. 産業創新条例の延長に伴う租税優遇の拡大

過去において台湾の産業奨励発展政策の中核を担った「産業昇級促進条例」に代わって、「産業創新条例」が公布され、長年多くの企業が当該条例に規定する優遇税制を活用してきました。当初は、2019年末に当該条例の施行期間が満了する予定でしたが、2019年に二度の条文改正を経て、一部を除き施行期間が2029年12月31日まで10年間延長されました。

条文の施行期間の延長に伴い、<図1>の【延長】（図中の木の幹）で図示したように、研究開発に関する投資税額の控除、知的財産権による株式取得の課税猶予、エンジェル投資家の投資額の所得控除、リミテッド・パートナーシップやベンチャーキャピタルのパススルー課税、ストックオプションの所得計算面での優遇など、様々な優遇税制が継続して適用することが可能となりました。とりわけ、新しく制定された「【追加①】AI及び5G投資の税額控除」及び「【追加②】未処分利益課税の軽減」については、日系企業の台湾子会社にも関連するので以下で詳述します。

<図1>



### (1) AI 及び 5G 投資の税額控除

台湾立法院は2019年6月19日付で「産業創新条例」第10条の1の改正条文を正式通過させたのに続き、総統が同年7月3日付で公布しました。これにより、会社又はリミテッド・パートナーシップによるAI機器及び5G（第5世代移動通信システム）に係るハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスへの支出について、営利事業所得税の税額控除の適用を可能とする規定を明確に定めました。この延長として、同条文による委任の下、台湾經濟部と財政部は関連弁法を制定・公表しています。

AI 機器又は 5G への投資に伴う投資税額控除 「産業創新条例」第10条の1	
項目	内容
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近3年以内に環境保護、労務又は食品安全衛生に関連する法律及び重大な違反がない会社又はリミテッド・パートナーシップ事業</li> </ul>
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2019年1月1日から2021年12月31日まで (5Gについては、2022年12月31日まで)</li> </ul>
適用支出の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AI 機器及び 5G 移動通信システムに関連する最新のハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービス（設備のメンテナンス、テスト、アップグレード等は含まない）</li> </ul>

<b>適用を受ける年度の金額制限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 100 万元から 10 億元</li> </ul>
<b>投資に係る税額控除の計算</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税義務者は次に掲げる方法の一つを選択して税額控除の金額を計算する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支出金額の 5% を限度として、当年度の営利事業所得税額から控除する。</li> <li>(2) 支出金額の 3% を限度として、当年度から 3 年以内に各年度納付すべき営利事業所得税額から控除する。</li> </ul> </li> <li>● 各年度の投資税額控除金額は当年度納付すべき営利事業所得税額の 30% を限度とする。</li> <li>● 同一年度において前項の投資税額控除及びその他の投資税額控除を併せて適用する時、その当年度で合計する税額控除総額は当年度納付すべき営利事業所得税の 50% を限度とする。但し、その他の法律規定に基づき、当年度が最後の税額控除適用年度であり、且つ税額控除金額が制限を受けない場合はこれに限らない。</li> </ul>

条文原文： [中国語](#) [英語](#)

## (2) 未処分利益課税の軽減

台湾所得税法では、台湾国内法人が利益獲得年度の翌年度に利益分配をせず留保した未処分利益に対し、5% 営利事業所得税を追加で課す留保金課税（中国語では「未分配盈餘課税」と言われます。）の制度が規定されています（台湾所得税法第 66 条の 9）。申告の流れとしては、利益獲得年度を（N）年度とした場合、翌期（N+1）年度に未処分利益が確定し、その翌期である（N+2）年度に（N）年度の未処分利益に関する申告を行います。

2019 年の税法改正では、当該留保金課税が確定した後、一定額以上の実質的投資を行えば、当該留保金額から実質的投資金額を減算することが可能となりました（産業創新条例第 23 条の 3）。

留保金（未処分利益）からの実質的投資金額の減算 「産業創新条例」第 23 条の 3	
項目	内容
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社又はリミテッド・パートナーシップ事業</li> </ul>
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公布施行日から 2029 年 12 月 31 日まで</li> </ul>
投資の対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未処分利益を用いて自らの生産又は営業用に供するため構築又は購入した建築物、ソフトウェア・ハードウェア又は技術が一定額に達した場合（注 1）</li> </ul>

<b>適用を受ける投資の期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利益発生年度の翌年度から起算して三年以内</li> </ul>
<b>必要書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資証明文書を添付した上で所在地を管轄する税務機関に提出</li> </ul>
<b>未処分利益追加課税に係る申告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申告時において既に投資を完了している場合：投資金額を当年度の未処分利益の減産項目とすることができる。</li> <li>● 申告時において未だ投資を完了していない場合：投資を完成した日より1年以内に、所定の様式に従い投資証明文書を添付した上で、所在地を管轄する税務機関に対し第一項規定に基づき当該年度の未処分利益を再計算することを申請し、過納付税額の還付を受けなければならない。</li> </ul>

条文原文：[中国語](#) [英語](#)

(注1) 台湾財政部によると、「実際の支出金額が合計で新台幣ドル 100 万元以上に達した場合、当年度の未処分利益の申告時に、所定の申告書に記入し、関連投資証明文書（例：統一發票、契約書コピー等）を添付の上、当該実質的投資金額を当年度の未処分利益の減算項目とすることができる」とされています。

#### 【12月決算である台湾国内法人（A社）のケース】

- A社は2018年度の税引後当期純利益から、法に基づき積立や配当・処分を行った後に未処分利益が500万元発生していたと仮定します。当該未処分利益は翌年から起算して3年以内、即ち2019年1月1日から2021年12月31日までの期間において、実質的投資項目に対して当該支出金額を未処分利益からの減算項目とすることができます。
- A社が2019年4月に運送用トラックを150万元購入した場合、2020年5月の法定申告期限までに2018年度分の未処分利益を申告する際、当該150万元を未処分利益から減算することができるため、残りの未処分利益  $500 - 150 = 350$  万元に対してのみ5%の営利事業所得税が課されます。
- 当該未処分利益を申告した後、2021年1月31日に2018年度の未処分利益を用いて機器250万元をさらに購入した場合、当該投資に対する支出は、投資の完成日（2021年1月31日）から1年以内に更正の請求を行い2018年度の未処分利益申告書を修正した上で、過納付分の税額については還付申請を行うことができるとされています。

### 3. 外国営利事業の事前査定による課税所得額の計算

台湾所得税法において、台湾国内に「固定営業場所」又は「営業代理人」といった恒久的施設を有していない台湾国外営利事業（外国法人や非居住者）が、国際間役務を提供することで台湾所得税法第8条第3号に規定する「労務報酬」及び第9号に規定する「事業所得」に該当する台湾源泉所得を稼得し、且つ当該所得が同法第88条の源泉徴収すべき所得に該当する場合は、国内の支払者（源泉徴収義務者）がその対価を支払う時点で、規定の源泉徴収税率に従って源泉徴収を行わなければなりません。当該台湾国外営利事業は、再度所得額を計算した上で、過納税額が発生していた場合は、対価の支払を受けた日から起算して5年以内に、関連する帳簿や文書等書類を添付した上で利益率及び台湾国内の利益貢献度の査定を申請し、還付を受けることが可能です。しかしながら、上記の方法では、台湾国外営利事業は、先に受取対価（収入）に基づき源泉徴収を行い、事後に過納付となっていた源泉徴収税額の還付を申請する流れとなっており、このような事後査定が台湾国外営利事業の資金繰りを悪化させる要因の一つともなっていました。

台湾財政部は、2019年9月26日付で「[所得税法第8条に規定する台湾源泉所得に係る認定原則](#)」（以下「認定原則」）に、事前査定を認める条文を新たに追加しました（第15条の1）。当該条文の追加を受け、台湾財政部は「[台湾国外営利事業が申請し、台湾源泉所得の計算において適用する利益率及び台湾国内利益貢献度の査定に係る作業要点](#)」（以下「作業要点」）を定めました。これにより、台湾国外営利事業が、台湾源泉所得の計算に適用する純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定を事前に申請することが可能となることを明文化し、純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定方法を明確化しました。今般制定された作業要点の主な内容は、下表の通りです。

項目	内容
適用を受ける主体及び条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国内に固定営業場所及び営業代理人を有していない台湾国外営利事業（以下「台湾国外営利事業」）が台湾にその源泉を有する労務報酬及び事業所得については、認定原則の事前査定に従い、対価を受け取る前に、関連証明文書を添付して税務当局に対し利益率の適用に関し査定を受けるよう申請し、台湾国内における取引フローが取引フロー全体によって稼得する利益総額に占める貢献度（以下「台湾国内利益貢献度」）に応じて台湾国内における課税所得額を計算することができる。</li> </ul>
申請者及び申請を受理する税務当局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国外営利事業が自ら、又は代理人に委任して申請を提出することができる。</li> <li>● 台湾国外営利事業が受け取る所得が源泉徴収を要する所得に該当する場合、申請を受理する税務当局は源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局となる。一方、当該所得が源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、申請を受理する税務当局は中央政府所在地を管轄する国税局となる。</li> </ul>

<b>利益率の査定方法</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾国外営利事業が帳簿、文書を提出して査定に供することが可能な場合は、台湾に源泉を有する収入から関連原価費用を差し引く実額申告により査定を受けることが可能。</li> <li>2. 上述 1. を満たさないが、台湾国内の同一営利事業と締結した、内容が同等な契約書を提出することができ、且つ過去 3 年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。</li> <li>3. 上述 1. 及び 2. のいずれも満たさないが、契約書、主な事業活動項目、台湾国内及び国外における取引フローの説明、及びそれらを証明するに足る文書を提出し、税務当局の主な事業活動項目の査定に供することができる場合は、当該主要営業項目が適用する同業者利益率基準に従って利益率を査定する。</li> <li>4. 税務当局の調査により、実際の利益率が上記 2. 及び 3. の規定により査定した利益率よりも高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。</li> </ol>
<b>台湾国内の利益貢献度の査定方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国外営利事業が、台湾国内及び国外において同時に役務行為又は事業行為を提供している場合は、次に掲げる規定に基づき台湾国内の利益貢献度を査定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 台湾国内及び国外のそれぞれの利益貢献度を明確に分割した証明文書（例：会計士監査報告書、移転価格証明文書、作業計画・記録や報告文書等）を提出することが可能な場合は、実額により査定を行う。</li> <li>(2) 上述の (1) を満たさないが、台湾国内の同一営利事業との間で締結した、内容が相応する契約書を提出することができ、且つ過去 3 年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。税務当局の調査により、実際の利益率がより高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。</li> </ol> </li> <li>● 上述の (1) (2) を満たさない場合は、貢献度を 100%として査定する。</li> </ul>
<b>申請に併せて提出が必要な証明文書</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 締結済みで効力が発生した契約書（中国語翻訳を含む）</li> <li>(2) 事業内容及び台湾国内・国外における取引フローの説明</li> <li>(3) 主要営業項目に関する証明文書</li> <li>(4) 過去 3 年度において税務当局が利益率、台湾国内の利益貢献度を査定した許可公文書（無い場合は提出不要）</li> <li>(5) 代理人に委任申請するための委任状（無い場合は提出不要）</li> <li>(6) その他関連証明文書</li> </ol>
<b>所得税の課税規定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国外営利事業が、台湾にその源泉を有する収入（労務報酬及び事業所得）を稼得し、作業要点の規定に従って査定を受けた利益率及び台湾国内の利益貢献度により計算した所得額については、以下の方法で課税</li> </ul>

する。

- 源泉徴収を要する所得に該当する場合は、源泉徴収義務者が支払いを行う時に、計算された所得額に基づき、規定の源泉徴収税率で源泉徴収を行う。
- 源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、国外営利事業が自ら又は代理人に委託して申告納税を行う。

#### 4. 台湾国外からの資金回流に係る管理運用及び課税条例

「米中貿易摩擦の解消の目途がつかない」「グローバルで租税回避防止の流れが日増しに大きくなる」などのプレッシャーの中で、中国語で「台商」と呼ばれる台湾企業は自社の投資スキームや国際的事業運営の再構築のため、台湾国外にある留保資金を台湾国内に回帰させる需要が高まってきました。そのため、台湾政府は台湾国内への資金回流に伴う租税措置を整備すべく、2019年7月24日付で「台湾国外からの資金回流に係る管理運用及び課税条例」が制定公布され、行政院により同年8月15日から施行されています。

台湾の国内法人は、施行日より2年以内に規定に従い主管当局へ申請を行い、許可を受けて台湾国内へ送金した当該資金に関し、8%（1年目）又は10%（2年目）の優遇税率を適用することができるとされています（通常の営利事業所得税率は20%）。また、当該送金を受けた資金を用いた投資計画を作成・提出の上実質的な投資を完了した場合は、上記税率で課税を受けた税額の半分が還付されることとなっています（即ち、4%又は5%）。

台湾国外からの資金回流に係る管理運用及び課税条例	
項目	内容
適用対象及び範囲	● 台湾国内法人が支配力又は重要な影響力を有する台湾国外（中国を含む）投資事業から配当を受け台湾国内に送金する投資収益
申請手順	1. 本店の登記所在地を管轄する税務当局に申請 2. 資金の受入金融機関がマネーロンダリング防止法、テロリズム支援防止法等の関連法規に従い審査 3. 税務当局が審査を許可（又は却下） 4. 資金の受入金融機関が当該送金のための専用口座を開設し、資金を送金
税率	● 回流資金が専用口座に入金した時点で課税され、受入金融機関が直接源泉徴収の上納税する。 ● 第1年目（2019年8月15日～2020年8月14日）に送金する場合は8%、第2年目（2020年8月15日～2021年8月14日）に送金する場合は10%が課税。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 回流資金を用いて実質的投資を行った場合は、投資完成後に投資完了証明書を経済部から発行を受け、国税局に申請して納付済み税額の 50%について還付を受けることが可能。</li> <li>● 規定に違反行為（例：送金資金を他の用途に利用する、担保設定する、実質的投資に投下せずに専用口座に送金しない、実質的投資を規定の期間までに完了しない等）があった場合は、20%に達するまで追加納税。</li> </ul>
<b>資金運用の規定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5%までは制限なしで自由な運用が可能。</li> <li>● 25%までは金融投資が可能。</li> <li>● 残りの 70%以上は実質的投資を行う（全額を実質的投資を行うことも可能）</li> <li>● 上記 5%の自由な運用部分（又は及び許可を受け実質的投資に充てる資金）以外の 95%については、専用口座から 5 年間出金することはできず、第 6 年目から毎年 3 分の 1 まで出金が可能。</li> </ul>
<b>その他の租税優遇との重複適用不可</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本規定で課税を受けることを選択した場合は、同一資金の投資についてその他の法令に定める租税優遇を適用することはできない。</li> </ul>

条文原文：[中国語](#) [英語](#)

## 5. 移転価格制度の一括調整金関連規定

グローバルに展開する多国籍企業は常に移転価格計算モデルを構築・運用することにより、グループ全体の移転価格リスクを管理することに加え、グループ内での二重課税リスクを低減させるため、期中又は期末に移転価格の一括調整を実施することがあります。取引の経済的実質を反映し、関連者間取引による利益が独立企業間取引に合致すると共に合理的な税負担を確保することを目的として、台湾財政部は 2019 年 11 月 15 日付で[台財税字第 10804629000 号通達](#)を公表しました。当該通達を受け 2020 年度より、営利事業が関連者間取引に従事し、一定の要件を満たすと共に規定に基づき税金を納付している場合、事業年度終了前に移転価格の一括調整を実施することが可能となりました。関連する要件等の主なポイントは、以下のとおりです。

### 【移転価格の一括調整に係る要件】

1. 関連者間取引の当事者は、事前取引条件及び移転価格に影響を及ぼす全部の要因を協議した上で合意に至っており、且つ当該合意に基づき調整する売掛金・買掛金等の債権債務を財務会計上で認識・計上済みである。
2. 関連者間取引のその他の当事者が、同時に対応する調整を行っている。



### 【移転価格の一括調整に伴う納税に係る規定】

営利事業が前述する移転価格の一括調整を実施している場合、下記の規定に基づき、調整後の取引価格に従い、関税、営業税、所得税などの関連する税金を納付しなければなりません。規定に従って納付していない場合、調整年度の所得税申告時に移転価格の一括調整を実施していることを主張することができません。

#### 国境を越えた有形資産の移転に該当する関連者間取引

##### 関税

1. 貨物の輸入時に輸入通関書類に「〇〇〇事業年度の移転価格一括調整手続」と明記し、商業インボイス及び貨物価格申告書を添付しなければならない。暫定価格により税関に対し、台湾関税法第 18 条第 3 項第 3 号の規定に基づき保証金を納付する方法で事前に検査を受け、引き取りを行う。また、税関が発行する「税関の輸入貨物に係る税金納付証明及び振込申請書」を受領する。
2. 調整年度終了後の一ヶ月以内に申請書及び関連書類を添付の上、調整後の取引価格に従って関税法の課税価格に関する規定に基づき審査を受けるよう税関に申請し、輸入貨物に係る関税及び税関が代理徴収するその他の税金の追加納税又は還付を受ける。
3. 申請書に記載すべき事項及び関連資料は以下の通り。
  - (1) 検査済みの課税価格の輸入通関書類ナンバー、アイテム毎の暫定価格及び正式な商業インボイス価格。
  - (2) 取引価格の決定理由又は価格の計算方法。
  - (3) 取引契約書、正式な商業インボイス、支払証明書及びその他の関連書類。
4. 貨物の輸入時に、税関に対し保証金を納付する方法で先に検査を受け、引き取りを行ったが、調整した事業年度終了後の一ヶ月以内に申請書及び関連資料を提出しないまま、関税法の課税価格に関する規定に基づき税関に対し審査の申請を行う場合は、税関は自ら課税価格を決定する。

#### 国境を越えた有形資産の移転以外に該当する関連者間取引

##### 営業税

- 移転価格の一括調整に係る声明書等の証明文書を提出しなければならず、事業年度の最終申告期の課税売上額、納付すべき（又は過納付となっている）営業税額と併せて所在地を管轄する国税局に営業税を申告しなければならない。台湾国外から役務の提供を受ける、及び物品の輸出又は台湾国外への役務の提供を行うケースを除

	き、取引価格を増加させる時には、併せて統一発票を発行する一方、取引価格を減少させる時には値引処理を行わなければならない。統一発票又は値引証憑に「移転価格の一括調整」と注記しなければならない。
<b>貨物税</b>	● 移転価格の一括調整に係る声明書等の証明文書を提出しなければならない。事業年度の最終月の出荷貨物に係る納付すべき税額と併せて、所在地を管轄する国税局に貨物税を申告しなければならない。
<b>所得税</b>	● 有形資産の移転以外に該当する取引価格の調整については、該当する所得の分類に従い、台湾所得税法の関連規定に基づき、源泉徴収の追加（又は還付）に係る手続きを行わなければならない。

### 【移転価格の一括調整に係る申告・開示規定】

台湾の国内法人は調整年度に該当する所得税確定申告時に、規定の書式により当該関連者間取引に関する情報を開示しなければならない。該当する取引の契約書、当該関連者間取引のその他の当事者が調整を行った関連証明文書及び関連する税目の調整に伴う証憑と併せて所在地を管轄する国税局に提出しなければなりません。また、取引価格の変動理由及び実際の調整結果について説明を行わなければならない。

台湾の国内法人が関連者間取引に従事する際は独立企業間取引原則に従い価格又は利益を設定しなければならない。規定に従い移転価格の一括調整を行う法人は、当年度の所得税確定申告時に台湾所得税法第 43 条の 1 に基づく移転価格審査準則（正式名称は「営利事業所得税に係る通常処理に合致しない移転価格審査準則」）及び関連法規により処理しなければならない。国税局は、国内法人が該年度の営利事業所得税申告案件の査定時において、通常営業処理に合致しない状況を見つけた時は、通常営業処理に基づく調整額を決定します。当該調整は所得額の調整に属するため、移転価格の一括調整に該当せず、これを以て税関又は国税局に対し所得税以外の税金の更正を申請することができません。